

# 震災復興情報



## お知らせ 自主防災組織への補助金をご活用ください

地域における防災力の向上および自主防災組織の強化育成を目的として、自主防災組織へ補助金を交付しています。

### (1) 防災資機材購入費補助金

防災活動に必要な資機材の購入費に対して、自主防災組織の世帯数に応じて100,000円から150,000円を補助します。なお、申請は初めてこの補助金を利用するとき、もしくは以前この補助金を利用してから10年以上経過しているとき、または災害により資機材の使用不能が認められるときとなります。

### (2) 防災倉庫設置購入費補助金

防災資機材等の保管用防災倉庫の設置購入費に対して、設置・購入費用の3分の2の額(上限は300,000円)を補助します。なお、申請は1回限りとなります。

### (3) 食糧備蓄購入費補助金

保存期間5年以上の非常食(ご飯、アルファ化米、もち、パン、乾パン、ビスケット、その他の副食品)や飲料水の購入費に対して、購入費用の5分の4の額(上限は世帯数に1,500円を乗じた額)を補助します。なお、申請は初めてこの補助金を利用するとき、または以前この補助金を利用してから4年以上経過しているときとなります。

### (4) 防災訓練費補助金

防災訓練を実施するために必要な経費に対して、訓練に要した実費相当額(上限は20,000円)を補助します。なお、申請は年に1回となります。

### (5) 防災士養成講座受講費補助金

防災士養成講座の受講に要する経費に対して、受講費用の全額(防災士養成講座受講料、防災士資格取得試験受験料や防災士資格認証登録料に限る)を補助します。なお、申請は1つの自主防災組織につき年間2人までとなります。

※申請書類等、その他詳しい内容については、お問い合わせください。

※予算の範囲内での補助となります。

**申・問** 防災推進課(内線4173)

## お知らせ 津波避難ビル整備補助金をご利用ください

市では、多くの事業所等を津波避難ビルとして指定できるように、対象経費に対する補助金交付を行っています。

補助の上限額を1,000万円として、案内表示板や誘導灯設置工事、災害備蓄品および資機材購入費等は全額、避難スペースや外付け階段等の設置工事費は4分の3を補助します。

補助金を利用するには、ビルの所在地や面積などに条件がありますので、お問い合わせください。

**申・問** 防災推進課(内線4173)



## お知らせ 復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。

※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

復興特区の種類	特区名	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
	愛ランド特区	渡波、荻浜、田代、牡鹿、雄勝、北上の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市牡鹿総合支所地域復興課 ☎45-2111(内線241) 市雄勝総合支所地域復興課☎57-2111 市北上総合支所地域復興課☎67-2111
	民間投資促進特区(ものづくり産業版)	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区(IT産業版)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、蛇田、開成の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区(農業版)	蛇田、稲井、渡波、河南、河北、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業飲食業等	市農林課(内線3559)

- 税制特例の内容**
- 新規立地促進税制**  
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
  - 特別償却または税額控除**  
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
  - 法人税等の特別控除**  
被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
  - 研究開発税制の特例**  
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12%の税額控除が受けられます。  
※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができません。
  - 地方税の特例**  
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。

- 手続き**
- 指定事業者の指定申請・指定書の交付**  
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。  
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
  - 指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付**  
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。  
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。  
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。
  - 国税、地方税窓口での手続き**  
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

**問** 商工課(内線3525・3526)

# 震災復興情報



皆さんに  
伝えたい情報



必要な手続き  
はお早めに



困り事は  
気軽に相談を



内容を確認の  
上「応募」を



お楽しみ  
ごほうび



## 復興公営住宅事前登録抽選会のお知らせ

復興公営住宅事前登録において希望者が整備戸数を超えた住宅の抽選会を行っています。抽選の対象となった方には順次抽選番号通知書をお送りします。抽選会への出席の有無は抽選結果に影響しません。

来場の際は河北総合センター「ビッグバン」敷地内駐車場をご利用ください。また、市役所北口（駅前交番側）前から送迎バス（先着20人・予約不要）を運行します。運行時間等詳細については抽選番号通知書同封のご案内をご覧ください。

と き 右記日程のとおり

と ころ 河北総合センター「ビッグバン」

抽選方法 抽選器により抽出された番号玉で決定

### 日 程

と き	と ころ	10時～	13時～	15時～
5月21日(水)	ビッグバン	中里1	新蛇田D	
5月29日(木)		新蛇田A	新蛇田E	
6月7日(土)		—	日和が丘1	駅前北通り1
6月14日(土)		新蛇田南A	新蛇田南A(ペット)	新蛇田南B

※同じ抽選対象住宅の中で、型別(間取り)等によっては抽選とならない場合もあります。

※抽選の進行状況によって開始時間が変更になる場合があります。

申・問 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)(内線3981～3983)

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



## 相談あんない

### ●弁護士による「移動無料相談会」

#### 弁護士による相談内容

被災ローン減免制度、金銭貸借、離婚、家庭内暴力、解雇、パワハラ、未払賃金、建築トラブル、不動産トラブル、交通事故、損害賠償、生活困窮、近隣トラブル等ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	と ころ	相談時間
5月20日(火)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午前10時～午後4時
5月28日(水)	仮設渡波第2団地集会所 (渡波字沖六勺1-2)	

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

### ●被災従前地買取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週 木曜日 午前10時～午後5時

毎週 日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施

と ころ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター

(内線5541・5542) ☎98-8986

午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)

### ●復興事業や生活再建に関わる個別相談会の開催

市街地にお住まいの皆さんを対象に、復興事業や生活再建に関わる個別相談会を開催します。

復興事業の進捗状況のほか、復興公営住宅に関するお問い合わせや、住宅再建等に関する各種支援制度等についてのご相談がある方はぜひご参加ください。

と き	と ころ	相談時間
5月22日(木)	仮設開成第6団地 談話室 (開成1番地80ほか)	午前9時～午後1時
	仮設万石浦団地 集会所 (流留字中1番地1)	午後1時～5時
5月23日(金)	仮設開成第12団地 集会所(西) (開成1番地74ほか)	午前9時～午後1時
	仮設水押球場団地 集会所 (水明三丁目4番1号)	午後1時～5時
5月24日(土)	仮設渡波第2団地 集会所 (渡波字四勺13番地10ほか)	午前9時～午後5時
5月25日(日)	仮設大橋団地 集会所(東) (大橋一丁目1番地2ほか)	午前9時～午後3時
5月26日(月)	仮設向陽団地 集会所 (向陽町五丁目13番1号ほか)	午前9時～午後1時
	仮設蛇田西部第2団地 談話室 (蛇田字新金沼8番地1ほか)	午後1時～5時
5月27日(火)	仮設南境第7団地 集会所(北) (南境字新小堤25番地1ほか)	午前9時～午後1時
	仮設渡波北部第4団地 談話室 (新成一丁目22番地5ほか)	午後1時～5時

※上記の仮設住宅の周辺にお住まいの方もぜひご参加ください。

問 基盤整備課(内線5517)



## 物産市等開催・参加支援事業費補助金

東日本大震災の影響により落ち込んだ地域経済を立て直すため、市内事業者等で組織する団体が実施する、特産品の普及や販路拡大を図るための物産市等の事業に対して、その事業経費の一部を補助します。

#### 補助対象経費・限度額

- 物産市等イベント開催支援事業  
印刷製本費、広告料、会場使用料等(限度額 1事業につき75万円)
- 物産市等イベント参加支援事業  
旅費交通費、宿泊費、輸送費等(限度額 1事業につき30万円)

#### 申請方法

事業実施のおおむね1カ月前までに、申請書に記載の上、必要書類を添えて持参または郵送(書留等配達記録が残る方法)してください。申請書類に関しては、ホームページをご覧ください。

申・問 〒986-8501(住所不要)観光課(内線3535・3536)



## 震災移転時に水道加入金が免除されます

石巻地方広域水道企業団では、震災で移転する方の負担軽減のため、特例措置として、移転先で必要となる加入金を免除しています。

対 象 給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により被災し移転する場合、移転先の居住地で新たに給水装置を設置すると同時に、被災した場所の給水装置を廃止した方

免除期限 平成33年3月31日

※詳細は、石巻地方広域水道企業団ホームページをご覧ください。

問 石巻地方広域水道企業団給水装置課 ☎95-6707

URL <http://www.ishikousui.or.jp>



相談

**「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)**

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

なお、相談会への参加を希望する場合は、事前に予約をお願いします。

と き 5月23日(金)・24日(土)・6月27日(金)・28日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

参加費 無料

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)



お知らせ

**太陽光発電システム等(太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS(エネルギー管理システム))を設置した方へ補助金を交付します**

受付期間 5月20日(火)～平成27年3月31日(火)

※申請額が予算の総額を超えた場合は、受け付けを終了します。

対 象 ・太陽光発電システム

本年4月1日(火)以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連係電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成25年度中に同様の太陽光受給契約を締結し、この補助をまだ受けていない方

・定置用リチウム蓄電池およびHEMS

設置済みの方で、国の補助金交付決定通知書を既に受けている方

※新設が対象で、増設等は対象外となります。

申請方法 申請書に記載の上、必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。不明な点がございましたら、お問い合わせください。

申・問 〒986-8501(住所不要) 環境課(内線3367・3368)



お知らせ

**建築物等耐震対策助成事業**

(1)危険ブロック塀等除却事業

通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。募集予定件数 45件

(2)木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。募集予定件数 55件

(3)木造住宅耐震改修工事助成事業

市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事、または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。

なお、改修工事、または建て替え工事は平成27年1月31日(土)までに完了することが必要です。募集予定件数 30件

申込期間 5月15日(木)～12月12日(金)

なお、募集予定件数を超えた場合には、申し込みを終了します。

問 建築指導課(内線5678)



お知らせ

**宮城県住宅再建支援事業～二重ローン対策～**

県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

受付期限 平成28年3月31日(木)

申請書類の配布・受付窓口 市生活再建支援課・各総合支所地域振興課・各支所  
午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

申・問 県住宅課(直接申し込みも可) ☎022-211-3256

✉ juutakup@pref.miyagi.jp

問 市生活再建支援課(内線3953)



手続き

**郵便局から転居届等に関するお知らせ**

郵便物の転送期間切れにご注意ください。

郵便局に転居届を出すと、郵便物は1年間転送されますが、転送期間経過後は差出人へお返しすることとなります。

引き続き転送を希望の場合は、お近くの郵便局窓口等で、再度転居届の提出をお願いします。

申・問 石巻郵便局 コールセンター ☎95-5020



相談

**就学相談(要予約)**

来春小学校に入学予定のお子さんを対象にした就学に関する相談を行います。

と き 5月30日(金)および6～7月の毎週金曜日 午前10時～午後4時

ところ 市役所2階201会議室

申・問 学校教育課(内線5026)



お知らせ

**みみサポサロンのご案内**

聴覚障害をお持ちの方、ご家族、関係者の方々を対象に、みみサポサロンを開催します。

と き 5月21日(水) 午前10時30分～午後2時30分

内 容 午前10時30分～正午 聴覚障害者が使える福祉制度の説明

午後1時～2時30分 同じ障害を持つ仲間との交流や、個別の相談等

ところ 市役所2階201会議室

問 みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター(みみサポみやぎ)

☎022-349-9605 FAX022-349-9606

✉ info@mimisuppo-miyagi.org

URL <http://www.mimisuppo-miyagi.org>

市障害福祉課(内線2484) FAX22-6610

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ✉ Eメール

電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111

北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4024・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成26年6月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

